

○ 千葉工業同窓会会則

千葉工業同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、千葉工業同窓会という。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦融和を図り、知識の啓発と情報等の交流を通じ、会の発展並びに母校の充実と発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会は、事務局を千葉県立千葉工業高等学校内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的のため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 会報の発行
- (3) 同窓祭の開催
- (4) 母校の後援
- (5) 支部の助成
- (6) その他必要と認める事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 正会員

ア 千葉工業学校、千葉工業高等学校及び併設中学校を卒業した者

イ アに規定する学校に在学していた者で、会長の承認を得た者

(2) 特別会員 前号に規定する学校の職員及び学校の職員であった者

第2章 役員

(種別)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 参与 若干名
- (3) 会長 1名
- (4) 副会長 若干名

- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局次長 1名
- (7) 常任幹事 別に定める数
- (8) 幹事 別に定める数
- (9) 会計監査 2名
- (10) 会計 1名

(選任)

第7条 役員は、次の方法により選任する。

- (1) 会長は、役員（会計、顧問及び参与を除く。）のうちから会長選考委員会において選任し、総会又は幹事会の承認を得なければならない。
 - ア 選考委員会は、会長、副会長、事務局長で構成する。
 - イ 選考過程においては、推薦制とし、立候補制はとらない。
 - ウ 選考過程においては、合議制とし、多数決は用いない。
- (2) 会計監査は、正会員のうちから選任し、総会又は幹事会の承認を得なければならない。
- (3) 副会長は、正会員のうちから会長が指名し、総会又は幹事会の承認を得なければならない。
- (4) 事務局長及び事務局次長は、正会員（学校職員を含む。）のうちから会長が指名し、総会又は幹事会の承認を得なければならない。
- (5) 常任幹事は、次の者を会長が委嘱する。
 - ア 地域支部長の職にある者
 - イ 正会員のうちから、会長が指名した者
- (6) 幹事は、正会員のうちから次の者を会長が委嘱する。
 - ア 各クラスから選出された1名の者
 - イ 地域支部の会員数に応じ、各地域支部から3名以上10名以内で推薦された者
- (7) 会計は、正会員（学校の職員を含む。）のうちから会長が指名し、委嘱する。
- (8) 顧問は、次の者を会長が委嘱する。
 - ア 現在、校長の職にある者
 - イ 常任幹事会の推薦による者
- (9) 参与は、常任幹事会の推薦により会長が委嘱する。

2 役員に欠員が生じたときは、前各号の手続きを経て、補充することができる。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長の再任は、3期6年を限

度とする。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を行う。

(3) 事務局長及び事務局次長は、会長の命を受け、本会の事務を処理する。

(4) 常任幹事は、常任幹事会を構成し、本会の事務を処理する。

(5) 幹事は、幹事会を構成し、会務の運営に参画する。

(6) 会計監査は、本会の財産及び会計を監査する。

(7) 会計は、本会の会計事務を行う。

(8) 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるができる。

第3章 会議

(種類及び開催)

第10条 会議は、総会、幹事会及び常任幹事会とする。

2 総会は、2年に1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、常任幹事会の審議を経て、臨時に開催することができる。

3 幹事会は、総会に代わる決議機関であり、通常幹事会と臨時幹事会の2種とし、通常幹事会は、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。また、臨時幹事会は、会長が必要と認めるとき開催する。

4 常任幹事会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(招集及び議長)

第11条 総会は会長が招集し、議長は総会で互選する。

2 幹事会は会長が招集し、議長は幹事会で互選する。

3 常任幹事会は会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。

(総会及び幹事会議決事項)

第12条 総会及び幹事会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 会務計画、予算及び決算に関する事項

- (2) 役員を選任に関する事項
- (3) 会則等の改正に関する事項
- (4) その他重要な事項

(常任幹事会審議事項)

第13条 常任幹事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会又は幹事会に提出する議案
- (2) その他重要な事項

(議決)

第14条 総会及び幹事会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。

第4章 会計

(経費)

第15条 本会運営の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 正会員は、本会入会の時までに、終身会費として5,000円を納入するものとする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 補則

(支部の設立)

第17条 本会は、地域に支部を設立することができる。

(会則の改正)

第18条 この会則を改正しようとするときは、総会又は幹事会の議決を経るものとする。

(規約の委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、規約で定める。

附 則

この会則は、平成3年6月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成4年7月5日から施行する。(第7条一部改正)

附 則

この会則は、平成8年6月2日から施行する。(第6条、第7条、第11条及び12条一部改正)

附 則

この会則は、平成13年5月20日から施行する。(第1条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8

条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条及び第19条一部改正)

附 則

この会則は、平成21年5月16日から施行する。(第7条一部改正)

附 則

この会則は、平成25年5月26日から施行する。(第7条及び第15条一部改正)

附 則

この会則は、次期役員の任期が開始する日から施行する。(第8条第1項、第10条第2項一部改正)

附 則

この会則は、平成30年5月26日から施行する。(第8条第1項ただし書削除)

附 則

この会則は、令和3年5月22日から施行する。(第6条第9号、第7条第1項第2号一部改正)